

地方消費税

この税は、国の税金である消費税と同様に、国内での商品の販売、サービスの提供および輸入される貨物に対して課税される都道府県税です。

納める人

区分	納税義務者（国の消費税と同じ）
譲渡割	国内取引で、商品の販売やサービスの提供などを行った事業者
貨物割	輸入取引で、課税貨物を保税地域から引き取る者

※保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

納める額

国に納める消費税額の63分の17（消費税率換算で1.7%）です。

国の消費税（6.3%）と地方消費税（1.7%）をあわせた税率は8%になります。

引上げ分の地方消費税収は、社会保障の財源に使われています。

引上げ分の地方消費税の収入は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てられています。



申告と納税

●譲渡割（国内取引）

当分の間、消費税の申告とあわせて、国（税務署）に申告し、納付します。

個人事業者…原則として1月1日～12月31日の期間分として、翌年の3月末日までに申告して納めます。

法人…原則として事業年度終了の日から2月以内に申告して納めます。

※直前の課税期間における年税額が一定額を超える事業者は、中間申告と納付が必要です。

●貨物割（輸入取引）

消費税の申告とあわせて、外国貨物を保税地域から引き取るタイミングまでに、所轄の税関に申告し、納付します。

都道府県間の清算

地方消費税は、国の消費税と同様に、税負担を最終消費者に求める税であるため、都道府県間において消費関連の指標等により清算を行い、消費地と課税地の一致のための調整を行います。

市町に対する交付

県は、清算を行った後の地方消費税額の2分の1に相当する金額を、県内の市町に対して人口および従業者数であん分して交付します。

